

納税キャンペーン

11月12日(月)～16日(金)
上記の期間中

JR五反田駅・大崎駅・大井町駅
東急武蔵小山駅等
(主催:品川、荏原納税貯蓄組合)

税のPR活動
を行います。



ふれあい寄席

10月18日(木) 17時20分～
きゅりあん大ホールにて
(主催:品川法人会 ☎3474-7449)

ふれあい寄席は
事前申込が
必要です。

チャリティー寄席

11月15日(木) 18時00分～
荏原文化センターにて
(主催:荏原法人会)



～税を考える週間～

11月11日(日)～17日(土)は、年に一度の「税を考える週間」です。
ぜひこの機会に、税金のしくみや役割を知り、税の知識を深めてみませんか。
今号では、税知識の普及や租税教育の推進等を行うイベントをご紹介します。



区民セミナー

11月12日(月)
きゅりあん大会議室にて
(主催:品川青色申告会)

「税金」を
わかりやすく
説明します。



11月15日(木)
荏原文化センターにて
(主催:荏原青色申告会)

区税・都税合同ギャラリー

11月10日(土)～18日(日)
区役所防災センター3階ロビーにて
(共催:品川区、品川都税事務所)

税の制度やしくみについてのパネル展示や、
税の作文、1億円レプリカの展示を行います。

住民税Q&A

Q.

私は専業主婦で、夫の扶養に入りながら、パートで働きたいと思っています。
住民税はどうなりますか？

A.

一定額以上の収入があると所得税や住民税が課税され、
夫の側で配偶者控除が受けられなくなります。
下の表をご参照ください。

??扶養内で働く??



妻(給与)の収入	100万円以下	100万超 103万円以下	103万円超
妻の所得税	課税なし		課税
妻の住民税	課税なし	課税	
夫の配偶者控除	受けられる		※受けられない

※103万超141万円未満まで、配偶者特別控除が受けられる場合があります。

住民税相談のご案内

- 課税に関すること Tel (5742) 6663～6
- 納税に関すること Tel (5742) 6671～3
- 証明書に関すること Tel (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

10月31日は…

住民税第3期の納期限です

納付に便利な口座振替をお勧めします！

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座
を開きませんか？担当職員がお伺いします
費用は無料ですので、お気軽にご相談
ください。

税務係 電話 (5742) 6662

